

3 文庁第 8 2 3 号
令和 3 年諮問第 7 4 号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の
在り方について

令和 3 年 7 月 1 9 日

文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一

(理由)

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界の有り様を大きく変化させました。我が国においても、国民の生活様式に変容が余儀なくされ、文化芸術活動は多大な打撃を受けましたが、このような未曾有の困難と不安の中、私たちに安らぎと勇気、明日への希望を与えてくれたのが、文化芸術であることを改めて認識するきっかけにもなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化の中で、経済活動を中心にデジタル化・ネットワーク化が急速に進展し、人々の生活がデジタル技術により豊かに変革していく「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進は、文化芸術における創作・流通・利用にも大きな影響を与えています。

例えば、インターネット、SNS等によるコミュニケーションやデジタルプラットフォームサービスの急速な進展は、国境を越えたグローバルなコンテンツの流通・利用を大幅に拡大しました。また、プロ(職業)のクリエイターによるコンテンツ創作とプロの利用者による流通・利用という従前の形態にとどまらず、デジタル技術を利用して、誰もがコンテンツの創作を行い、様々なユーザーがコンテンツを容易に利用し、さらなる創作が行われるようになったことで、一般ユーザーが創作するコンテンツや、必ずしもビジネスの対象とならないようなコンテンツも急速に増えています。

現行の著作権法は、昭和45年の制定以降、著作物等の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、我が国の文化の発展に寄与する制度として発展してまいりました。この間、コンテンツを利用したビジネスは大きく進展し、近年のデジタル化・ネットワーク化がそれをさらに加速させ、著作権制度・政策は、「文化」の枠にとどまらず、我が国の経済や産業と切り離せない制度となりつつあります。著作権法は、著作権等管理事業法の制定などと併せて、これまでも、社会・市場の変化に着実に対応するため不断に制度改正を行ってまいりました。特に、近年は、コンテンツ利用の円滑化等の観点から、クリエイターの利益に配慮した新たな権利制限規定の創設や海賊版対策等を進めております。

しかし、先に述べたように、DXの推進がコンテンツの創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることから、著作権制度・政策の在り方について、根本的に考え直す時期が到来しています。これらの環境の変化は、クリエイターの立場から見れば、既存のプロ同士を前提とした創作・流通・利用システムから解放され、コンテンツを利用者に届ける手段が格段に広がること、次なる創作の原資となる収益を増大させ、新たな挑戦の機会を増やすことも意味しています。また、ユーザーの立場から見れば、優れたコンテンツに触れる機会が増えることにより、生活がより豊かになることにつながります。一方で、流通が増えることは、著作権侵害の多様化や拡大という負の側面に影響をもたらすことにも留意しておかなければなりません。

これらを踏まえ、今後の著作権制度・政策においては、新たに起こり得る多種・多様な著作権侵害に的確に対応しつつ、コンテンツが絶え間なく創作され、流通し、

利益を享受するため、クリエイター等の意思を尊重して迅速かつ円滑に著作権等の処理を行い、その利益が適切に還元される仕組みを総合的に検討することが必要です。また、DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応した「コンテンツクリエイションサイクル」の実現とその効用を最大化し、文化芸術をはじめとした我が国の発展を下支えするものとして、著作権制度・政策を位置付けていく必要があります。

以上のような問題意識の下、「権利保護・適切な対価還元」と「利用円滑化」の両立を基本としつつも、DX時代に対応したコンテンツ創作の好循環を実現し、ひいては、我が国の文化芸術の持続的かつ健全な発展に資する著作権制度・政策の在り方について、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

1. DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策について

第一に、DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策についてです。

デジタル技術の進展に伴う社会・市場の変化を踏まえ、コンテンツの利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元の両立を図るため、過去のコンテンツ、一般ユーザーが創作するコンテンツ、権利者不明著作物等の膨大かつ多種多様なコンテンツについて、いわゆる拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような方策について御審議願います。

その際には、クリエイターや著作権者、ユーザー、事業者を含む幅広い関係者の意見を丁寧に聴取した上で、それらの意思を尊重し、権利保護と利用円滑化のバランスを確保しつつ、適切な対価還元の実現が可能となる制度について御検討をお願いいたします。

また、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が政府をはじめとする公的機関や企業等で推進されるに当たり、これらに対応する基盤としての著作権制度・政策に関する課題と対応策についても、御検討をお願いいたします。

2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

第二は、DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策についてです。

先に述べたとおり、新たな技術の出現・革新により、著作権侵害の態様も多種・多様なものに変化しています。今後の著作権侵害に対する実効的救済及び我が国のコンテンツの海外展開について御審議願います。

コンテンツの流通・利用が国内外に多様化する中で、クリエイターへの適切な対価還元の在り方も検討していく必要があります。例えば、コンテンツの創作・流通・

利用及びそこから収益の各側面の基盤として大きな社会的役割を果たしているデジタルプラットフォームサービスについては、サービス事業者とクリエイターの間にバリューギャップがあるとの指摘があります。また、各クリエイターとそのコンテンツを流通・利用に供する事業者との契約の在り方についての課題も指摘もされています。

このため、クリエイターと各種事業者の関係性の実態や状況を踏まえ、著作権制度・政策での対応が必要・可能なものについて、他の法制度や運用との関係に留意しつつ、御審議願います。

併せて、誰もが創作者、流通者、利用者になることを踏まえ、著作権制度・政策について人々に分かりやすく、理解しやすい普及啓発・教育が重要となっています。このため、DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育方策について御審議願います。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。 「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」に示されている事項及びその検討時期についても留意しながら、このほか、DX時代に対応した著作権制度・政策全般にわたり必要な事項についても、幅広く御検討をお願いいたします。